

福井県特定不妊治療費助成事業申請手続きの際の注意事項

平成24年4月～

【対象となる治療】

➢福井県知事が指定する特定不妊治療指定医療機関で受けた不妊治療（ただし、体外受精または顕微授精に限る（いずれの場合も凍結胚移植を含む））（特定不妊治療指定医療機関は福井県健康増進課のホームページ参照<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/funintiryo-h19.html>）

※指定医療機関の医師が行う特定不妊治療の一環として、この医師の指導に基づき指定を受けていない医療機関で投薬・注射等を行った場合、その費用も助成対象に含めて差し支えありません。

【対象となる方】以下の全ての条件を満たす方

- 法律上の婚姻をしている夫婦
- 夫もしくは妻のいずれか一方または両方が福井県内に住所地を有している方
- 夫婦の所得額の合計が730万円未満の方（児童手当法施行令を準用します）
- 体外受精または顕微授精以外の治療法では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方

【助成の内容、助成金額】

通算年数（注1）	1回目	2回目	3回目
初めての申請の年	15万円	15万円	15万円
2年目以降の申請の年	15万円	15万円	10万円（注2）
6年目以降又は 11回目（注3）以降の申請の年	10万円	10万円	10万円

※採卵に至らない治療（女性への侵襲的治療のないもの、具体的には様式第2号の治療方法GおよびH）の助成については10万円を限度とします。

〈注意〉

注1. 通算年数とは都道府県、指定都市および中核市（以下「都道府県等」という。）から助成を受けた年数をいいます。初めての申請とは平成23年度までに都道府県等から助成を受けたことがなく、平成24年度に初めて特定不妊治療費を申請される場合をいいます。2年目以降とは過去に都道府県等から助成を受けた年度を積算します。

注2. 3回目の申請は、1回目・2回目に申請した治療終了後に終了した治療をいいます。

注3. 11回目とは、過去に都道府県等から受けた助成回数のことです。（ただし、通算6年目以降の助成回数や採卵に至らない治療の助成回数を除く）

★なお、助成決定後は申請回数の変更は認められませんので、申請の際は気をつけてください。

★ご不明な点は裏面の相談・受付窓口事前に相談ください。

【申請の時期および期限】

➢申請は、治療が終了した後に行ってください。

➢申請期限は、治療が終了した日の属する年度内とします。

※年度とは、4月から翌年3月で区切られる期間のことを言います。

申請期限は平成25年3月29日（金）です。申請が遅れる場合は、3月下旬までに必ず都合の良い県健康福祉センターに連絡をお願いします。期限を過ぎた申請は、助成できません。

※申請手続きをされても、必ずしも助成が決定するとは限りません。

【申請の受付窓口】

➢県内の各健康福祉センター（保健所）

※申請者の住所地に関係なく、都合の良い県健康福祉センターで申請ができます。

【申請に必要な書類等】

- ①特定不妊治療費助成申請書（様式第1号）
- ②特定不妊治療指定医療機関受診等証明書（様式第2号）
- ③特定不妊治療の領収書
- ④福井県内に住所を有していることが証明できる書類 ※下表参照
- ⑤法律上の婚姻をしていることが証明できる書類 ※下表参照
- ⑥夫および妻それぞれの所得額が証明できる書類 ※下表参照
- ⑦同意書（福井県に転入した場合および夫婦のどちらかが県外に住所を有する場合のみ）
- ⑧債権・債務者登録申請書（申請の際は、申請者の印鑑と通帳（通帳のおもて表紙の裏面（カタカナで口座名義が記載されているページ）のコピーでも可）を御持参ください。（口座名義人と申請者は同じ方）

種 別		添 付 資 料（※④⑤⑥[市町が発行]）
夫および妻が日本国籍を有し、かつ同一世帯に属する場合	夫または妻が世帯主の場合	・住民票謄本（続柄の記載のあるもの） ・夫および妻の所得証明書（児童手当用）
	夫または妻が世帯主でない場合	・住民票謄本（続柄の記載のあるもの） ・夫および妻の所得証明書（児童手当用） （配偶者の兄弟姉妹が同居している等の理由で上記住民票謄本では夫婦であることが確認できない場合、上記に加え、戸籍謄本が必要）
夫または妻のいずれか一方が外国人である場合		・住民票謄本および外国人登録原票記載事項証明書 ・夫および妻の所得証明書（児童手当用） ・日本国籍を持つ配偶者の戸籍抄本

※④⑤は原則として申請日の3か月以内に発行されたものを、⑥は1月から5月までの申請については前々年分の所得証明書、6月～12月までの申請については前年分の所得証明書を添付してください。

※2回目の申請からは、添付書類を省略できる場合があります。申請の際には、事前に県健康福祉センターにお問い合わせください。

<申請にかかる相談・受付窓口>

名 称	所 在 地	電話番号
福井健康福祉センター	福井市西木田2丁目8-8	(0776) 36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市春宮2丁目21-17	(0776) 73-0609
奥越健康福祉センター	大野市天神町1-1	(0779) 66-2076
丹南健康福祉センター	鯖江市水落町1丁目2-25	(0778) 51-0034
丹南健康福祉センター (武生保健福祉部健康増進課)	越前市文京2丁目13-39	(0778) 22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市開町6-5	(0770) 22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市四谷町3-10	(0770) 52-1300

～女性の健康相談窓口のご案内～ 専用電話 (0776) 54-0080

県では、女性の健康問題に関し、気軽に相談をうけるために女性の健康相談窓口を開設しています。不妊、月経不順、妊娠や避妊等で悩んでおられる方、お気軽にお電話ください。

（匿名でも受け付けます。プライバシーは守られます。）

相談は電話・面接とも無料です。（祝日・年末年始は休ませていただきます。）

【電話相談】助産師が対応します。 ※毎週水曜日に面接相談にも応じます。

毎週 月曜日・水曜日 13時30分～15時30分

毎週金曜日 11時00分～13時00分

【不妊に関する医師による面接相談（予約制）】

※日時については、電話相談日にご確認ください。